時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千六百四號
明治廿三年三月廿五日　火曜日
舊暦庚寅二月五日（乙巳）
日出午前五時三十九分　日入午後五時五十五分
月出午前八時二十分　月入午後十時三十一分
滿潮　午前八時十三分　午後八時三十分
（西暦一千八百九十年）

大演習實況報道委員派出

本月三十日より第三師管下に於て海陸聯合大演習の施行あるに付本社は特派委員數名を要所々々に派出して其實況を詳細に讀者に報道す可し

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日の外他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ずる場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

軍人と人民

凡そ人生百行の中に就て國の爲めに身命を拋つほど高尙なるものはあるかる可し今陸海の軍人は平生より國家萬民の爲めに死するの覺悟を極め一旦事あるの日には即ち身を殺して仁を成すの實を行ふものあれば世間一般の敬愛を受るも固より其處なりと云ふ可し左れば何れの國の政府にても軍人をば特別に優待し其勳位恩給等自から他一般の官吏と別にして殊に帝室に近いて屢ば〳〵恩光に接するの榮は獨り軍人に多きが如し而して我國に於ては天皇陛下が國軍の大元帥として親から之を統べさせられ特に之を親愛し給ふは國初よりの遺制にして軍人も亦常に帝室の愛撫を以て無上の恩榮とせざるはなし例へば明治十年西南の役に我國の兵制未だ今日の如くに整はざりしを以て兵員に不足を告げ臨時に有志兵を募集して之に充て幸に騷亂鎭定の功を奏したりしが扨も亂後解兵の始末は古今の通難にして當時亦この事に就き思慮を勞するもの少なからざりしに天皇陛下一日吹上の御苑に於て募集兵を閱覽の上深く其功勞を慰められて解散の御沙汰ありしに幾千の兵士何れも其恩遇の辱けなきに感じ欣々として歸途に就きたるが如き以て皇恩の軍人に及ぶこと尋常ならざるを知る可し然るに顧みて一般の社會が軍人に對する感情を見るに今日の實際如何は暫く措き從來我國民は久しく封建制度の下に業はれ軍事は之を武士の事として全く顧みざりしのみならず當時の兵士たる士族輩が動もすれば武權を濫用して人民を苦しめたる等の事も少なからざるより彼等は一般に兵士を恐れ兼て又軍事を厭ふの情を生じ維新の後に至りても動もすれば徵兵を嫌ふて之を避けんとする者さへあるは即ち封建時代の餘弊なりと云はざるを得ず聞く所に據れば西洋諸國などの風習にては兵役を以て人生榮譽の職と爲し世間一般に之を待遇すること厚くして路傍の婦人小兒に至るまでも軍人とあれば之を愛敬することを知り又彼の交際社會などにても軍服を着して金章燦爛たれば常に上位を占め頗る瘡痕などある者は一層の重きを爲すほどの次第あれば少壯の男子に兵役を避るの念なきのみか自から進んで國の爲めに死せんとする者多しと云ふ然るに今や我國の兵制も一變して兵士は舊時の武士に非ず軍律の下に運動する者にして武權を濫用するなど思ひも寄らざることなれば國民の之に對する情感も大に趣を改めたる折柄、幸あるは今回の陸海軍聯合大演習にして其隊列中に在ては軍人と人民との交通固より嚴禁ある可けれども既に營外に出で至る處の町村宿驛に眠食する以上は其相接するの機會は常に少なからざるのみならず或は演習の事、終りて戒嚴を解き一時兵士の遊散を許すときなどは即ち兵民相接し相見るの好機會にして一般の民情如何は此時にこそ顯はるゝものなれば若しも今回の演習中に斯る折もあらば我輩は我國民が平生より軍人に對する一種溫讓の感情を發露し軍人も亦舊時の武士を學んで武權を弄ぶことなかる可しと信ずる者なり之を要するに我國に於ては帝室及び政府にて軍人を優待するは既に事實に於て見る可しと雖も廣く民情の如何を卜するは今回こそ好機會なれば大演習地方は勿論、從來沿道の人民が國家公共の恩人たり保護者たる軍人に對して好意を表するの實際如何は我輩の特に注目する所のものなり

官報

○四十三條は四十四條　去る廿二日の本欄に掲げたる作業及鐵道會計規則第四十三條中に第四十三條とあるは第四十四條の誤なりと昨日の官報に是正したり

朕茲ニ高等官官等俸給令中改正追加ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治二十三年三月二十二日
內閣總理大臣伯爵山縣有朋
大藏大臣伯爵松方正義

勅令第三十六號

高等官官等俸給令中左ノ通改正追加ス

第十四條　奏任官二等三等ハ毎等在職五年以上奏任官四等五等六等ハ毎等在職三年以上ニ至ラサレハ陞敍スルコトヲ得ス○第十五條　毎等人員ヲ定ムルノ官ハ前條ノ在職年數ヲ踰ユルモ缺員アルニアラサレハ陞敍スルコトヲ得ス○第八條第十六條第十七條ヲ削除ス

附則

第二十二條　高等文官ノ年俸ハ之ヲ四分シ二月五月八月十一月ノ四期ニ於テ之ヲ給ス○第二十三條　俸給ハ新任增俸減俸トモ總テ發令ノ翌日ヨリ計算ス○第二十四條　廢官退官及死亡ノトキハ年俸ヲ月割計算トシテ當月分ノ全額ヲ給ス○第二十五條　非職廢官退官者事務引繼殘務調理ノ爲メ特ニ命ヲ承ケ公務ニ從事スルトキハ其間尙從前ノ年俸ヲ給ス○第二十六條　病氣ノ爲メ執務セサルコト九十日ヲ踰ユルモノハ俸給ノ半額ヲ減ス但シ公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹ルモノ及優恩ニ由リ賜暇休養スルモノハ此限ニアラス○第二十七條　前條ノ外私事ノ故障ニ由リ執務セサルコト三十日ヲ踰ユルモノハ俸給ノ半額ヲ減ス○第二十八條　各大臣ノ祕書官ニハ一箇月五拾圓以內ノ手當ヲ給スルコトヲ得○第二十九條　俸給支給ニ關スル細則ハ大藏大臣省令ヲ以テ之ヲ定ム

勅令第三十六號參照

勅令第六號高等官官等俸給令（明治十九年三月十七日官報）抄錄

第十四條　官等ハ五年ヲ踰ユルニアラサレハ陞敍スルコトヲ得ス
第十五條　毎等人員ヲ定ムルノ官ハ五年ヲ踰ユルモ闕員アルニアラサレハ陞敍スルコトヲ得ス
第八條　內閣及各省中ノ局長ハ奏任官一等又ハ二等トシ局次長ハ現任局長ノ次等以下トス
第十六條　局長ノ闕員ニ依リ局次長ヲ以テ其闕ヲ補フコトヲ要スルトキハ第十四條ノ例ニ依ラス
第十七條　各大臣秘書官ノ進退ハ第十四條第十五條ノ例外トス

朕茲ニ判任官官等俸給令中改正追加ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治廿三年三月廿二日
內閣總理大臣伯爵山縣有朋
大藏大臣伯爵松方正義

勅令第卅七號

判任官官等俸給令中左ノ通改正追加ス

第一條　判任官ヲ分テ六等トシ一等ヨリ六等ニ至ル
第四條　判任官二等三等ハ毎等在職四年以上判任官四等五等六等ハ毎等在職二年以上ニ至ラサレハ陞敍スルコトヲ得ス○第五條　毎等ニ定員ヲ限リ缺員アルニアラサレハ前條ノ在職年數ヲ踰ユルモノト雖モ陞敍スルコトヲ得ス」毎等ノ定員ニ缺員アルモ之ヲ補フコトヲ得サルトキハ次等以下ニ其人員ヲ增置スルコトヲ得○第八條　前條ノ外俸給支給ニ關シテハ高等官官等俸給令第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十七條ノ例ニ依ル○第九條　俸給支給ニ關スル細則ハ大藏大臣省令ヲ以テ之ヲ定ム

別表

判任官

	一等	二等	三等	四等	五等	六等
上	七十五圓	五十五圓	四十五圓	三十五圓	二十五圓	十五圓
下	六十圓	五十圓	四十圓	三十圓	二十圓	十二圓

勅令第三十七號參照

勅令第三十六號判任官官等俸給令（明治十九年四月三十日官報）抄錄

第一條　判任官ヲ分テ十等トシ一等ヨリ十等ニ至ル
第四條　判任官五等以上ハ毎等在職四年六等以下ハ毎等在職三年ヲ踰ユルニアラサレハ昇等スルコトヲ得ス
第五條　毎等ニ定員ニ限リ缺員アルニアラサレハ定期ヲ踰ユルト雖モ昇等スルコトヲ得ス
第八條　本令中俸給細則ハ大藏大臣其省令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

別表

一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
上七拾五圓 下六拾圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十五圓	十二圓

朕茲ニ判任官ニシテ特ニ官等俸給ノ規定アル者ニ關スルノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治廿三年三月廿二日
內閣總理大臣伯爵山縣有朋

勅令第卅八號

判任官ニシテ特ニ官等俸給ノ規定アルモノハ當分ノ內改正判任官官等俸給令ニ依ラスシテ仍從前ノ規定ニ依ル

○內閣訓令第一號　各官廳

判任官官等俸給令中改正ニ付テハ其官等及進級年限ハ左ノ規程ニ依ルヘシ

一　現在判任官ハ本令ノ改正ニ依リ其月俸ニ相當スル官等ニ敍セラレ同額ノ月俸ヲ受クルモノトシ更ニ辭令ヲ用ヒス
二　本令第四條ノ年限ハ本令ノ改正ニ依リ官等ノ變更シタル者從來新官等ノ下級俸ニ相當スル月俸ヲ受クルモノハ新官等敍日ヨリ起算シ其上級俸ニ相當スル月俸ヲ受クルモノハ前官等敍日ヨリ起算ス

明治廿三年三月廿四日
內閣總理大臣伯爵山縣有朋

○內閣訓令第二號　各官廳

自今諸官廳執務時間左ノ通改定ス

四月二十一日ヨリ七月十日迄　午前八時ヨリ午後三時ニ至ル
七月十一日ヨリ九月十日迄　午前八時ヨリ午十二時ニ至ル
九月十一日ヨリ四月二十日迄　午前九時ヨリ午後四時ニ至ル
但シ土曜日日曜日ハ從前ノ通リ

事務繁劇ノ場合ニ於テハ上官ノ指揮ニ依リ晝夜ニ拘ハラス執務スヘシ

明治廿三年三月廿四日
內閣總(…)

○內務省告示第十號

橿原神宮　奈良縣下大和國高(…)
祭神　神武天皇　媛蹈鞴五十鈴媛(…)
右官幣大社ニ列セラル、官(…)

明治廿三年三月廿四日
內(…)

○東京府令第四十五號

明治九年（十二月）甲第百四十(…)
通改正刪除ス
但從前掲出アル分ニシテ兩(…)
難キモノハ此際更ニ掲出ス(…)

明治廿三年三月廿四日
東京(…)

第一條　宅地番號札ハ家主ニ(…)
於テ戶主名札ハ居住人ニ於(…)
第四條
但爵位階勳等ヲ記入スルハ(…)
第五條　刪除
第六條ヲ第五條トシ以下順次(…)

東京府令第四十五號參照

東京府甲第百四十四號布達標札心(…)
第一條　宅地番號札竝戶數點檢札ハ(…)ハ各自標出スヘキ事
但增減改正ノ節モ本條ニ據ル可(…)
第四條　戶主名札ハ左ノ書式ヲ用フ(…)
第五條　華士族平民共有位ノ輩ハ戶(…)キ

雜報

○名古屋に於ける宿割の追加 (…)
り集る文武官の旅館は前號の(…)
は其追加なりとて名古屋より(…)
如し

陸軍陪從官
同
同
同
同
同
同
同
陸軍少將二人 大佐一人
同
第二師團長一行
同聯隊長一行
陸軍學校參觀人
第五師團長一行
同聯隊長一行
第一師團長一行
同聯隊長一行
陸軍佐尉官
同參觀人凡廿人
同三十人
陸軍佐官凡廿人
同十五人
華族學校生徒凡百人
府縣知事
同
同
同
同
府縣知事
同
同
海防貢献金者
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

○尾州半田に於ける貴顯の旅(…)
張知多郡半田港へも行幸遊ば(…)
に確定し居る事あるが今同地(…)
び文武官等の旅館なりと云ふ(…)